

毎週火、金曜日発行（但休日には翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 鳥取県行政組織規程の一部改正
- ◇告示 新たに許可すべき伐採立木材積数量  
水源かん養林立木伐採許容限度の訂正  
豚コレラ予防注射の実施  
代表者売渡制度の実施期日

## 規則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第四十七号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程（昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項四土木部の表の河港課の項中「河川係、港湾係」を「河川改良係、港湾係、防災係」に改める。

第九十六条を次のように改める。

（土木出張所の内部組織）

第九十六条 土木出張所に庶務課、工務課、駐在所及び臨時駐在所を置く。

2 駐在所及び臨時駐在所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
鳥取県鳥取土木出張所	浦富駐在所	岩美郡	岩美町
鳥取県鳥取土木出張所	浜村駐在所	気高郡	気高町
鳥取県家土木出張所	智頭駐在所	八頭郡	智頭町
鳥取県倉吉土木出張所	八橋駐在所	東伯郡	東伯町
鳥取県米子土木出張所	法勝寺駐在所	西伯郡	西伯町
鳥取県米子土木出張所	境港駐在所	境港市	
鳥取県根雨土木出張所	生山駐在所	日野郡	日南町

告示

鳥取県告示第六百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十号）第十六条第七項の規定により、昭和三十四年度の新たに許可すべき伐採立木材積数量を次のとおり定める。

昭和三十四年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県鳥取土木出張所河内川筋臨 気高郡鹿野町  
時駐在所  
鳥取県倉吉土木出張所加勢蛇川筋 東伯郡東伯町  
臨時駐在所

附 則

この規則は、昭和三十四年十二月一日から施行する。

基本 計画区	制 限		林 林		普通 通		林 林	
	針 葉 樹	広 葉 樹	針 葉 樹	広 葉 樹	針 葉 樹	広 葉 樹	針 葉 樹	広 葉 樹
A	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐
	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐
	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐
	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐
	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐
	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐
	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐
	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐
	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐
	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐
	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐
間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	
小計	16,026	3,713	19,739	20,113	20,113	12,673	12,535	20,482

基本 計画区	制 限		林 林		普通 通		林 林	
	針 葉 樹	広 葉 樹	針 葉 樹	広 葉 樹	針 葉 樹	広 葉 樹	針 葉 樹	広 葉 樹
B	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐
	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐
	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐
	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐
	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐
	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐
	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐
	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐
	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐
	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐
	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐
間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	
小計	44,295	15,448	59,743	59,371	59,371	44,515	48,733	63,759
C	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐
	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐
	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐
	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐
	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐
	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐
	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐
	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐
	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐
	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐
	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐
間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	
小計	7,382	1,592	8,974	11,540	11,540	15,065	2,749	16,659
D	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐
	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐
	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐
	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐
	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐
	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐
	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐
	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐
	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐
	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐
	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐	主伐
間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	間伐	
小計	5,594	1,458	7,052	15,095	15,095	15,148	11,750	24,020
小計	3,342	1,576	4,918	4,456	4,456	4,314	15,517	12,002
小計	398	—	398	210	210	—	9,470	4,582

小計	41	1,152	122	1,274	5,510	5,510	16,200	19,284	8,984	11,366	21,915	87,925	194,044	194,044	104,066	121,580	163,921
計	42	122	307	429	16,200	16,200	19,284	19,284	8,984	11,366	21,915	87,925	194,044	194,044	104,066	121,580	163,921
	43	801	4,123	4,924	8,984	8,984	11,366	11,366	21,915	21,915	43,830	15,665	15,665	15,665	15,665	15,665	15,665
	44	722	625	1,347	11,366	11,366	11,366	11,366	11,366	11,366	22,732	7,260	7,260	7,260	7,260	7,260	7,260
	45	5,781	133	5,914	21,915	21,915	21,915	21,915	21,915	21,915	43,830	15,665	15,665	15,665	15,665	15,665	15,665
合計	46	12,318	7,149	19,467	87,925	87,925	194,044	194,044	104,066	121,580	163,921	39,001	39,001	39,001	39,001	39,001	39,001
小計	85,615	29,360	114,975	194,044	194,044	194,044	104,066	121,580	163,921	39,001	39,001	39,001	39,001	39,001	39,001	39,001	39,001

鳥取県告示第六百三十六号

昭和三十二年十二月二十七日公表した32森林区施業計画の水源かん養林立木伐採許容限度に誤りがあったので次のとおり訂正する。

昭和三十四年十二月一日

鳥 取 県 知 事 石 破 二 朗

伐採立木材積の許容限度を定める森林又はその集団の所在

西伯郡大山町 (旧大山村)	二〇三六 <sup>m</sup>	九〇 <sup>m</sup>	二二二 <sup>m</sup>	一、八六 <sup>m</sup>	一、八六 <sup>m</sup>	二、四三 <sup>m</sup>	九〇 <sup>m</sup>	二、三三 <sup>m</sup>	二、〇三 <sup>m</sup>	一、〇三 <sup>m</sup>	誤				正			
											針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹
	主伐	間伐	合計	主伐	間伐	合計	主伐	間伐	合計	主伐	間伐	合計	主伐	間伐	合計	主伐	間伐	合計

鳥取県告示第六百三十七号

次のように豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第六条の規定により、豚の所有者に対して注射をうけることを命ずる。

昭和三十四年十二月一日

鳥 取 県 知 事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 豚コレラ予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 豚。ただし、生後四十日及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射の方法 豚コレラ予防液皮下注射

別表

実施期日 実施区域 実施場所

十一月三十日 東伯郡東郷町舎人、東郷 各豚舎巡回注射

鳥取県告示第六百三十八号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第十五条の二第一項の規定に基き、農林大臣が指定した代表者売渡制度の実施期日は、次のとおりである。

昭和三十四年十二月一日

鳥 取 県 知 事 石 破 二 朗

昭和三十四年十一月二十日